

番号	質問内容	回答内容
1	【政府の電気料金支援について】 電気・ガス価格激変緩和対策措置や酷暑乗り切り緊急支援などの政府の支援政策が再度実施されることとなった場合、弊社では燃料費調整単価からのお値引きではなく、別項目を設けてのお値引きとなります。ご了承いただけますでしょうか。	問題ございません。
2	【請求書の送付方法について】 郵便物の配達遅延及び紛失への対策、改正電子帳簿保存法への対策、今般の社会情勢や環境配慮のためのペーパーレス化等を目的に、電気料金請求書等の帳票を WEB ページでご確認いただく方法をご了承いただけますでしょうか。	請求書の内容が札幌市会計規則第 59 条の要件を満たしていれば問題ございません。
3	【請求書の発行について①】 弊社では仕様書や契約書（案）に記載がない場合、供給施設内にご入居されている企業様に対して分割して請求書を発行する事が出来ません。供給地点特定番号毎の請求書発行となりますが、ご了承いただけますでしょうか。	問題ございません。
4	【契約電力について】 現在の契約電力は仕様書記載のとおりでよろしいでしょうか。異なる場合はご教示ください。	電力使用量の変動により、契約書（案）第 7 条 3 項のとおり、契約期間中に契約電力を変更しているため、仕様書記載の契約電力とは異なります。 なお、仕様書記載の契約電力は令和 7 年 3 月時点の契約電力を採用しております。
5	【計量日について】 現在の計量日をご教示ください。	毎月 1 日の 0 時に検針を行っております。
6	【電力供給会社について】 現在の電力供給会社をご教示ください。	王子・伊藤忠エネクス電力販売㈱
7	【料金の請求について】 弊社では、計量結果の報告（通知書）を請求書に記載しているご利用の内訳で替えさせて頂いております。検針結果等の通知書を請求書発行前に別途行うといった対応は行っておりませんが問題ございませんでしょうか。また、検査合格後の日付にて請求書の再発行は致しかねますのでご了承いただけますでしょうか。	問題ございません。
8	【契約保証金について】 保証金の免除について、札幌市水道局契約規定第 25 条 3 項に該当する場合の免除のために必要なお手続きに関して、弊社が提出できる書類は契約書の写しのみとなり、その他の書類（履行証明書等）の提出が必要な場合はご対応が出来かねます。 その為、提出書類について事前にご教示いただく事は可能でしょうか。 また、契約書の写しで問題ない場合、 ① 「過去 2 年間」とはいつ時点から起算とした期間でしょうか。 ② 「種類及び規模をほぼ同じくする契約」とはどういった情報（契約電力、使用電力量等）を基準として判断されますか。	① 開札日を起算とし、過去 2 年間となります。 ② 種類及び規模については相対的に判断しています。

	ご教示いただけますでしょうか。	
10	【契約単価積算内訳書について】 作成にしまして、Excel データに保護がかかっており料金の算定について端数処理等の確認が出来ませんが、検算の為、端数処理等についてご教示ください。	契約単価積算内訳書の注2のとおりです。